

奈良県選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十七年三月六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

名 称	所 在 地
特別養護老人ホームこまどりと丘	奈良市二名一丁目二三五六―一
特別養護老人ホームらくじ苑	奈良市八条五丁目四三七―一一
Charm（チャーム）郡山九条	大和郡山市九条町二九三―一
平成まほろば病院	橿原市四分町八二―一
医療法人優慶会ゆうけいの里	橿原市新賀町八七―一
特別養護老人ホームハートランド五 條	五條市二見五丁目三―六三